

## インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向

独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家  
西山 智宏（Tomohiro Nishiyama）

〈要約〉インドネシアはASEAN加盟国の中でも特に人口・GDPの規模が大きく、日本企業の投資先として重要である。一方で、インドネシアにおける知財制度及びその運用には不十分又は不透明な面があるため、投資環境の整備のためにも知財制度に関する協力が必要と考えられている。特許庁（JPO）はこれまで独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家派遣の枠組みを用いてインドネシア知的財産総局（DGIP）に職員を派遣し、知財制度に関する協力活動を行ってきた。本稿では、インドネシアにおけるJICAの枠組みによる知財協力及び最近の知財動向について紹介する。

### 1. はじめに

インドネシアはASEAN加盟国の中で最も人口が多く、約2.7億人（2020年）の人口を有する。この人口は世界でも4番目の規模であり、ASEANの総人口約6.6億人（2020年）の約41%を占める<sup>1</sup>。GDPは1,186,093百万ドル（2021年）で、ASEANの総GDP3,343,349百万ドル（2021年）の約35%を占める<sup>2</sup>。IMFが2022年4月に公表した「World Economic Outlook」<sup>3</sup>によると、インドネシアのGDP成長率は2014年から2019年まで年5%前後の成長を続け、2020年には新型コロナのパンデミックの影響により前年比-2.1%となったが、2021年には3.7%の成長に転じた。そして2022年以降は年5%以上の成長が見込まれている。

日本企業による投資先としては、株式会社国際協力銀行による「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2021年度 海外直接投資アンケート結果（第33回）－」<sup>4</sup>において、インドネシアは「中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域」

の第6位、「長期的（今後10年程度）有望事業展開先国・地域」の第5位にランクインしている。一方で、課題面として「法制の運用が不透明」がトップに挙げられている。

このように、インドネシアはASEAN加盟国の中でも特に人口・GDPの規模が大きく今後も安定した成長が見込まれているため、日本企業の投資先として重要であるものの、知財制度を含む法制度が不十分又は不透明という課題がある。このようなことから、投資環境の整備のためにもインドネシアに対する知財制度に関する協力が必要であると考えられている。

本稿では、上記背景の下で行われているインドネシアにおけるJICAの枠組みによる知財協力や最近の知財動向について紹介する。なお、本稿の内容は筆者個人の見解であり、関連するいかなる組織の見解でもない。また、インドネシアにおける法令については、ジェットロのウェブサイト<sup>5</sup>に掲載された仮訳なども参考にした。

西山 智宏（Tomohiro Nishiyama） 独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家

2001年に特許庁入庁。特許審査官（審査第二部）、カリフォルニア工科大学留学、調整課長補佐、総務課長補佐、ベトナム国家知的財産庁派遣（JICA長期専門家）、特許審判官（審判第10部門）、主任上席審査官（審査第二部）などを経て、2021年5月よりJICA長期専門家としてインドネシア知的財産総局（DGIP）に派遣され、現在に至る。

1 IMF World Economic Outlook Database <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April>

2 世界銀行 <https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/24/open-data-economy>

3 <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2022/04/19/world-economic-outlook-april-2022>

4 <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2021/1224-015678.html>

5 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/>

## 2. JICA協力について

JPOはこれまで約30年にわたり、インドネシア知的財産総局（DGIP：Directorate General of Intellectual Property）に対してJICAの長期専門家派遣の枠組みを用いて職員を派遣し、知財制度に関する協力活動を行ってきた。筆者は2021年5月よりJICA長期専門家としてDGIPに派遣され、インドネシアにおける早期かつ品質の高い特許権の付与の実現などのための協力活動を行っている。インドネシアにおける知財制度及びその運用の改善を行うことで、ひいてはビジネス・投資環境を整備・改善することも目的としている。なお、現時点でJPOがJICA長期専門家を派遣しているのはインドネシアとベトナムの2カ国である。

本協力の特徴として、JICA専門家はDGIP庁舎内のオフィスで業務を行っていることが挙げられる。これによりJICA専門家はDGIP職員といつでも対面で打ち合わせなどを行うことができるとともに、同じ職場内でDGIP職員と一緒に業務を行うことがお互いの信頼関係の醸成にもつながっていると考える。

DGIPとやり取りをする際に実感することとして、メールなどでの連絡では十分な回答をもらうことができずなかなか議論が進まない場合も、対面で会議を行うと率直な意見を聴くことができ議論が一気に進むということがある。このようにDGIPとの協力活動においては直接会って議論することが非常に重要であり、DGIP庁舎内にオフィスがあることが大きなメリットになっている。新型コロナの状況が悪化した際には出勤制限がかかりDGIPとの会議が全てオンラインで行われる時期もあったが、現在は対面での会議を行うことにほぼ支障はなくなっている。

## 3. DGIPについて

DGIPは法務人権省を構成する総局の1つであり、法務人権省にはそのほかに法規総局、矯正総局、移民総局などが含まれている。DGIPは総局長（Director General）をトップとし、6つの局などが

ら構成されている。DGIPの組織図を図1に示す（部署名は仮訳）<sup>6</sup>。DGIPはJPOが所管する特許、実用新案（インドネシアでは簡易特許）、意匠、商標に加え、著作権、地理的表示（GI）、半導体回路配置設計、営業秘密なども所管している。また、審判部門である特許審判委員会及び商標審判委員会が存在しているが、意匠審判委員会は存在していない。捜査・紛争解決局は模倣品等の捜査権限を有する文民捜査官（PPNS）を擁しており、DGIPは知財のエンフォースメント機能をも有している。このようにDGIPは法務人権省に属する点、著作権、GI、エンフォースメントを含む知財業務を幅広く担当する点が特徴となっている。JICAとの協力を行う上で重要な位置付けにあるのが協力・知財推進局である。協力・知財推進局は海外機関・国内機関との協力や知財の普及啓発などを担当しており、JICA協力も当該局が担当している。なお、DGIP幹部職員の名前及び写真をDGIPウェブサイト<sup>7</sup>で確認することができる。

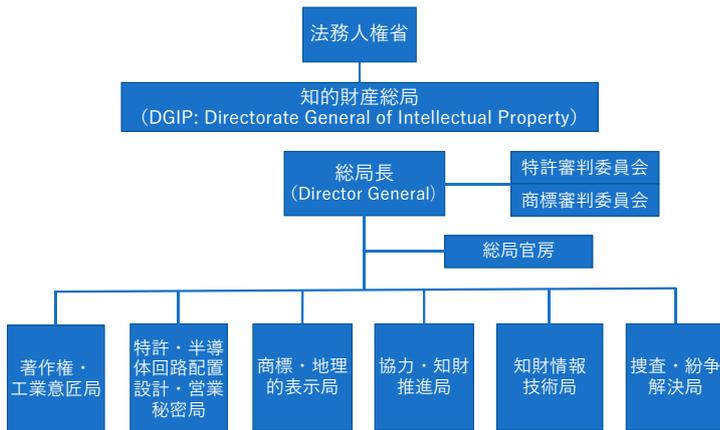
DGIPの庁舎は以前スカルノハッタ国際空港があるタンゲラン市にあったが、2013年から2014年にかけて段階的にジャカルタ市クニンガンの法務人権省の敷地内への移転を行った<sup>8</sup>。現在DGIPの各部署は同敷地内のSentra Mulia庁舎（総局長室、協力・知財推進局、知財情報技術局、捜査・紛争解決局などが入る。なお、法務人権大臣室、移民総局なども同庁舎内）及びDGIP庁舎（特許・半導体回路配置設計・営業秘密局、著作権・工業意匠局、商標・地理的表示局、相談窓口などが入る）に配置されている。写真は法務人権省の敷地付近を上方から撮影したものである（2021年5月撮影）。法務人権省の前には、ライトレールの駅の建設が進んでいる。ジャカルタはパンデミックの影響で交通量が一時的に少なくなることもあったが、現在は、ほぼパンデミック以前の交通量に戻っているとみられ、ひどい渋滞に悩まされることが多い。ライトレールの完成により、DGIP付近の渋滞が緩和されることが望まれる。

6 <https://www.dgip.go.id/tentang-djki/struktur-organisasi/direktorat-jenderal-kekayaan-intelektual>

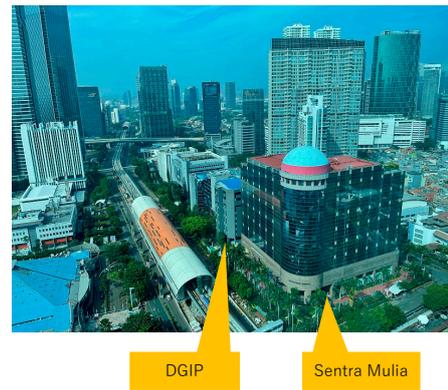
7 <https://www.dgip.go.id/tentang-djki/profil-pejabat>

8 特技懇誌「インドネシア知的財産権総局に赴任して」<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-6.pdf>

図1



写真



#### 4. これまでの協力活動

筆者が担当するJICA協力においては、JPOやジェトロなどとも協力し、研修・ワークショップ等によるDGIP職員の人材育成などの活動を行っている。また、DGIPと共にインドネシア国内における知財の普及啓発の活動も行っている。これまでにを行った主な活動を紹介する。

##### (1) 特許審査に関するオンライン研修<sup>9</sup>

2022年1月11日～2月15日にJPOと共同で特許審査実務に関するオンライン研修を実施し、DGIP特許審査官約40名が参加した。本研修においてはJPO国際研修指導教官及び筆者が、(1) AI関連分野、(2) 機械分野、(3) マーカッシュクレーム、(4) PCT国際段階成果物に関する講義を行った。

##### (2) 商標審査に関するオンラインワークショップ<sup>10</sup>

2022年1月24～25日にJPO・ジェトロと共同で商標審査に関するオンラインワークショップを実施し、DGIP商標審査官等約80名が参加した。本ワークショップではジェトロが非伝統的商標の審査につ

いて、JPOをはじめとするTM5（日米欧中韓の商標五庁）<sup>11</sup>が悪意の商標出願への対策／周知商標の保護について紹介した。

##### (3) 意匠審査に関するオンラインワークショップ<sup>12</sup>

2022年5月30～31日にJPOと共同で意匠審査に関するオンラインワークショップを実施し、DGIP意匠審査官等約30名が参加した。本ワークショップではJPO意匠審査官が画像を含む意匠の審査の講義を行った。

##### (4) 模倣品対策に関するオンライン実務者対話<sup>13</sup>

2022年3月1日～2日に、JPO・ジェトロと共同で、インドネシア政府機関と日本企業等18社との模倣品対策に関するオンライン会合（実務者対話）を開催した。インドネシア政府からDGIP、国家警察、税関総局が参加し、インドネシア知財タスクフォース（後述12.を参照）の取り組み、オンライン上での模倣品の取り締まり<sup>14</sup>、税関登録制度<sup>15</sup>（後述13.を参照）などについて講演を行うとともに

9 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202202/2022021801.html>

10 <https://tmfive.org/tm5-online-workshop-with-the-directorate-general-of-intellectual-property-indonesia-on-bad-faith/?red=>

11 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

12 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202206/2022060101.html>

13 [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu\\_indonesia.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu_indonesia.html)

14 ジェトロビジネス短信「ECサイトなどでの模倣品販売、権利者からの通報が不可欠」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/92262cdaa7fcaaaa.html>

15 ジェトロビジネス短信「税関が知財侵害物品を摘発、情報登録を呼びかけ」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0c9bcb51d32bdd49.html>

に、日本企業などと意見交換を行った。

### (5) 巡回セミナー<sup>16</sup>

DGIP及び法務人権省地方支局と共同で、インドネシアの地方都市における大学・中小企業などを対象にした知財の普及啓発のための巡回セミナーを継続的に行っている。巡回セミナーには現地の州知事にご参加いただくこともあり、現地メディアにも多数集まっていた。筆者が赴任してからこれまでに、バリ、スラバヤ、ジョグジャカルタ、アンボン、マナド、パダン、メダン、ブンクルの合計8都市で開催した。

## 5. 出願動向

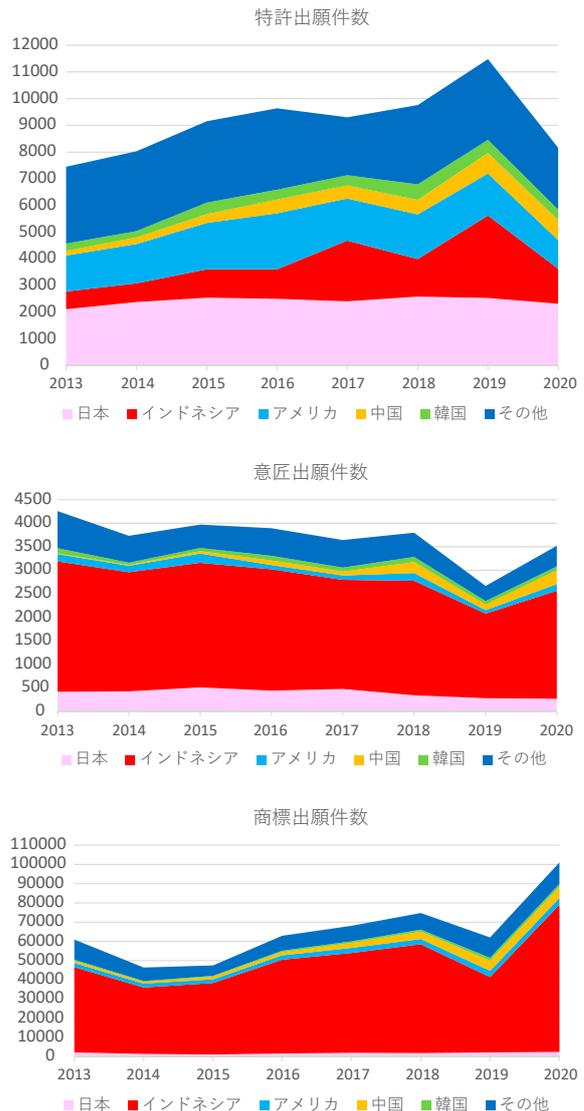
DGIPは2020年までAnnual Report<sup>17</sup>を公表してきたが、2021年版は公表されていない。Annual Reportには出願件数などの統計データが掲載されているが、JPOの年次報告書<sup>18</sup>などと比べると掲載される情報は限られている。

現時点でインドネシアにおける出願件数などの統計データを取得するために有効と考えられるサイトとして「WIPO IP Statistics Data Center」<sup>19</sup>がある。当該サイトから取得したインドネシアにおける各国からの特許、意匠、商標の出願件数の推移を図2に示す。特許出願件数において日本は引き続き大きな存在感を示しているが、商標出願件数などにおいてはアメリカ、中国、韓国などが存在感を高めてきている。

### (1) 特許出願

特許出願件数の合計は増加傾向が続いていたが、パンデミックの影響などにより2020年には大幅に件数が減少した。日本からの出願件数は年間2,500件前後で推移しており、全特許出願の中で高い割合を維持している。2020年に件数が大幅に減少した国もある中、日本からの出願件数は微減にとどまった。インドネシアからの出願件数は2019年に

図2



大幅に増加したものの2020年に大幅に減少した。

### (2) 意匠出願

意匠出願件数の合計はゆるやかな減少傾向にあり、全意匠出願の大多数を占めるインドネシアからの出願も減少傾向にある。日本からの出願件数も減少傾向にある中、中国からの出願件数は増加傾向にある。

16 <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-dan-jica-tingkatkan-pemahaman-ki-masyarakat-bengkulu-melalui-seminar-keliling?kategori=liputan-humas>

17 <https://www.dgip.go.id/unduh/laporan-tahunan>

18 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/index.html>

19 <https://www3.wipo.int/ipstats/>

### (3) 商標出願

商標出願件数の合計は増加傾向が続いている。インドネシアからの出願が全商標出願の大多数を占めるとともに増加傾向にある。日本からの出願件数は大きな変化がないが、アメリカ、中国、韓国からの出願件数は増加傾向が続いている。

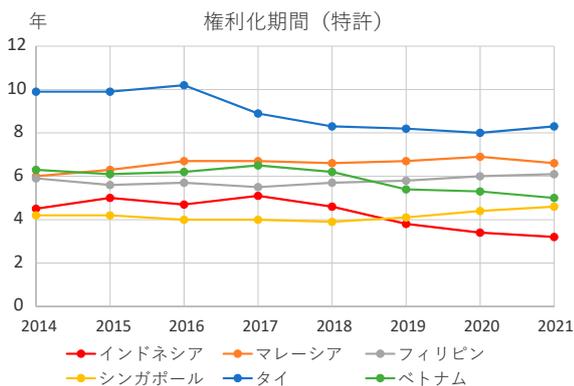
## 6. 特許の権利化期間

ジェトロバンコク事務所が公表した調査報告「ASEAN産業財産権データベースから得られる特許および実用新案の統計情報」<sup>20</sup>にインドネシアなどのASEAN各国における特許の権利化期間（特許出願から登録までの期間）が掲載されている。ASEAN各国における各年に登録された特許の権利化期間の推移を図3に示す。

インドネシアでは2018年から権利化期間が短縮されてきて、2019年以降はASEANの中で最も短くなっている。2021年に登録された特許については、全案件の平均期間は3.2年、出願人国籍がインドネシア以外の案件の平均期間は3.1年となっている。

インドネシアにおいては、特許の出願日（優先日）から18月経過後に公開され（特許法第46条）、その後6月の公開期間（異議申立期間）が設けられている（同法第48条及び第49条）。審査請求が公開期間満了前にされた場合、実体審査は公開期間満了後に行われるとされている（同法第51条）。

図3



そして、審査請求日又は公開期間終了日から30月以内に特許又は拒絶の決定をすることとされている（同法第57条）。このように、インドネシアにおいては出願公開から6月の公開期間が満了しないと実体審査が開始されないため、その分出願から登録までの期間が延びる傾向にあることに留意が必要である。上記調査報告書においては、インドネシアにおける出願から公開日までの期間は全案件が6.4月、出願人国籍がインドネシア以外の案件は5.2月とされている。なお、JPOが年次報告書などにおいて公表している権利化までの期間（2021年度は15.2月）などのデータは、出願日からではなく審査請求日からの期間であるため、単純な比較は困難である。

インドネシアにおける特許の権利化を早期に行いたい場合には、特許審査ハイウェイ（PPH）<sup>21</sup>を利用することが有効である。JPOとDGIPとの間で2013年よりPPH試行プログラムが開始され、その後複数回の延長がされ、2021年1月から開始された現行の試行プログラムにおいてはPPH-Mottainaiの利用が開始された。PPH開始当初の2013～2015年頃にはPPH申請から登録まで1,000日程度かかっていたが、JPOのPPH担当者による運用改善プロジェクト<sup>22</sup>やJICA専門家による支援などの成果により登録までの期間は大幅に短縮された。2020年にPPH申請がされた出願については、PPH申請から登録までの平均期間が約212日（ジェトロシンガポール事務所調べ）となっている。

## 7. オンライン出願システム

インドネシアにおいては、2019年8月17日より全ての出願手続きをオンライン出願システムIPROLINEによる電子出願に移行し、書面による出願は受け付けないこととされた<sup>23</sup>。そのため、パンデミック時にもDGIPは出願を受け付けることができた一方、IPROLINEでは、審査官からのオフィスアクションが發送されても利用者に通知が届かないことや、出願人が提出した自発補正に審査官が気付

20 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\\_202203\\_asean.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202203_asean.pdf)

21 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_indonesia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html)

22 特技懇誌「[けもの道]を「ハイウェイ」に～インドネシア知的財産総局（DGIP）へのPPH専門家派遣プロジェクト～」  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/283/283tokusyu3.pdf>

23 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/asia/2019/idn/20190819\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2019/idn/20190819_01.pdf)

かないことがあることなどの問題も発生していた。

2022年にはIPROLINEからSAKIという新しいオンライン出願システムに移行された。しかしながら、IPROLINEからSAKIへのデータ移管が正しく行われず、IPROLINEで行った手続きがSAKIに引き継がれていないといった問題も発生した。

このようにインドネシアにおけるオンライン出願システムにおいては頻繁に問題が発生していることに注意が必要である。そのため、仮に問題が発生したとしても出願人が不利益を被ることがないように、例えば、現地代理人からDGIP職員に対して密に連絡を取り、手続きに問題が発生していないか随時確認することも有効であると考えられる。

コロナ禍においてDGIPでは「DJKI WORK FROM ANYWHERE ANYTIME」(DJKIはDGIPのインドネシア語表記)を標語に掲げ、在宅勤務を推進してきた。ある特許審査官に聴取したところ、新型コロナの状況によってはDGIPに出勤するのが月数回ということもあったが、自宅からオンラインで出願書類などを入手することで審査業務を継続することができたとのことである。オンライン出願システムには依然として問題があるが、パンデミック時のDGIPの業務継続に貢献したと考えられる。

## 8. 特許審査基準 (ガイドライン)

前回のJICA協力(2015年~2020年「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」)などの成果により、DGIPの特許審査ガイドラインの改定が行われた。特許審査ガイドラインはこれまで外部非公開とされてきたが、2021年頃から説明会などを通じてインドネシアのIPコンサルタント(弁理士)などに公開された。ただし、特許審査ガイドラインはDGIPウェブサイトなどには未掲載である。

公知物質の新規な医薬用途に関する発明(第2医薬用途発明)は、特許法第4条(f)に基づいて発明ではなく発見に該当し、特許対象ではないとも考えられてきたが、特許審査ガイドラインにおいては、第2医薬用途発明についても、クレームの記載

次第で特許可能である旨が規定されている。以下は特許審査ガイドライン抜粋(仮訳)である。

『・特許付与ができない発見の例

発明：「高血圧の疾病を治療する化合物Xの用法」

引用：「抗菌に使用される化合物X」

・特許付与が可能な発明の例

発明：「アレルギー疾病を治療するために使用される化合物X」

引用：「殺虫剤として使用される化合物X」

(参考) 特許法第4条(ジェトロ仮訳)

『第4条 発明には以下のものを含まない：(中略)

(f) 以下の発見：

1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は
2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの』

## 9. 特許の国内実施義務 (特許法第20条)

2016年の特許法改正により、特許を取得した物の製造又は方法の使用を義務とする国内実施義務の規定(第20条)が設けられた。そして、特許付与後に当該義務を不履行のまま36月経過すると強制実施権及び特許取り消しの対象となるとされた。

国内実施義務の規定については多くの日本企業より懸念の声があがり、TRIPS協定第27条との整合性の観点からも問題がある可能性があったため、日本などからインドネシアに対して働き掛けが行われた<sup>24</sup>。その結果、インドネシア政府は法務人権大臣規則2019年30号を発付し、国内実施義務について5年間の猶予期間の申請が可能とされ、当該猶予期間は延長も可能とされた。さらに、2020年11月2日施行の雇用創出オムニバス法において、実施の態様として輸入やライセンス付与が追加され、国内実施の要件が緩和された。ただし、2021年2月3日施行の法務人権大臣規則2021年14号により、法務人権大臣規則2019年30号における猶予期間の規定が削除された点に注意が必要である。

雇用創出オムニバス法は、多数の法律をまとめて

24 パテント誌「ASEAN地域における知財協力の現状について」<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3973>

改正するという特殊な法律であったが、2021年11月25日憲法裁判所において、オムニバス法制定の手続き面に問題があるとの判断により、オムニバス法を条件付きで違憲とする判決が出された<sup>25</sup>。そして、2年以内に瑕疵が修正されるような改正がされないとオムニバス法は無効になるとされ、それまでオムニバス法は引き続き有効であるが、その間関連する新たな実施細則の交付は禁止とされた。違憲判決を受け今後どのような対応がされるのかが注目される。

## 10. 特許法改正

2021年8月18日にDGIPはウェブサイトにて2016年改正特許法の改正についての記事を掲載し、24項目の改正内容を公表した<sup>26</sup>。以下はその一例であるが、改正内容は今後も変更される可能性があるとのことである。

- 『・発明に含まれない発見について規定する第4条(f)の削除
- ・第20条Aを追加し、特許権者が特許の国内実施に関するステートメントを毎年大臣に提出することを義務化』

第4条(f)の削除により、特許審査ガイドラインで特許付与が可能とされている第2医薬用途発明が特許法上も特許付与が可能であることが明確になると考えられる。また、第20条Aの追加は、国内実施義務に関して出願人の負担が再度増えることになる恐れがあり、今後の改正動向に注視する必要がある。

2022年10月26日のDGIPウェブサイトの記事において、特許法の改正法案が意匠法の改正法案と共に国家立法プログラムに入り、2023年に国会での審議が開始される見通しであることが示された<sup>27</sup>。

## 11. 意匠法改正

インドネシアの意匠法は2000年に策定されて以降改正が行われていなかったが、改正法案が数年前

に国会に提出され、現在2022年の優先国家立法プログラムにリストアップされている<sup>28</sup>。ただし、上述のように2023年まで審議は持ち越される模様である。DGIPによると、意匠法改正によりハーグシステム加入に必要な法整備などを行う予定とのことである。

## 12. DGIPなどによる模倣品対策の取り組み<sup>29</sup>

2009年よりインドネシアは米国通商代表部(USTR)のスペシャル301条報告書において、知的財産権保護状況に懸念がある優先監視国に指定され続けている。そこで2021年よりインドネシア政府は知財タスクフォースを設立するなど優先監視国から脱却するための取り組みを本格化させた。タスクフォースは当初DGIP、国家警察、税関総局、通信情報省、医薬品食品監督庁で構成されていたが、2022年より外務省、商業省、保健省、教育文化省も加入した。

2021年10月6日にDGIPは国家警察、税関総局のそれぞれと協力合意書を締結し、2022年1月25日にDGIPは通信情報省、医薬品食品監視庁のそれぞれと協力合意書を締結した。これらの協力合意書に基づき、データ・情報の交換や、人材の能力向上などの協力を行うこととしている。

2021年11月にDGIPの局長複数名を含むインドネシア政府訪問団が米国を訪問し、USTR、米国特許商標庁(USPTO)など多数の関係機関・企業等との意見交換を実施した。

DGIPなどはこのような取り組みを続けてきたが、2022年4月27日に公表されたUSTRの報告書においても、インドネシアは依然として優先監視国のままとされた<sup>30</sup>。

その後、2022年9月29日にDGIPはインドネシアの大手eコマース企業であるTokopediaとの間で協

25 <https://www.mkri.id/index.php?page=web.Berita&id=17816&menu=2>

26 <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-sosialisasikan-rancangan-revisi-undang-undang-paten-kepada-stakeholder-terkait?kategori=liputan-humas>

27 <https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel/satuan-pemahaman-djki-gelar-penguatan-substansi-ruu-tentang-perubahan-atas-uu-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten?kategori=ki-komunal>

28 Program Legislasi Nasional Prioritas <https://www.dpr.go.id/uu/prolegnas>

29 主にDGIPウェブサイトの記事を基に構成した。

30 <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>

力合意書を締結し、知財エンフォースメントのためのデータ・情報の交換や、人材の能力向上等の協力を行うこととした<sup>31</sup>。新型コロナ禍での「巣ごもり消費」の増加を背景に、オンラインで取引される模倣品への対策は世界的な課題となっている。USTRが2022年2月17日に公表した「2021 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy」<sup>32</sup>においては、Tokopediaなどのeコマース企業が模倣品対策の取り組みが十分でないなどの理由により名指しで批判を受けている。本協力合意書によりeコマースサイト上での模倣品対策が進むことや、同様の協力合意書が他のeコマース企業との間でも締結されることが期待される。

### 13. 税関登録制度による水際措置

インドネシアにおいては、模倣品の海外からの流入への対策として、政令2017年第20号及び財務大臣規則2018年第40号により税関登録制度を導入している。税関登録の対象となる権利は商標権及び著作権であり、インドネシアに所在する事業体である権利者が税関登録の申請を提出することができる。その際権利者は、物品の商標や著作権について理解している調査員を指名しなければならない。登録は許可日から最長1年間有効であり、延長することもできる。

税関登録に基づいて、税関職員は知財権侵害物品又は侵害疑義物品である輸入品又は輸出品に対して、停止を行うことができるようになる。そして、物品の差し止めや検査を経て知財権侵害があることの十分な証拠を得た場合、権利者は法的な行為を行うことができる（最高裁判所規則2019年第6号）。日本とは異なりインドネシア税関には知財権侵害物品を処分する権限がないため、権利者は国家警察又はDGIP（文民捜査官）への通報や民事訴訟の提起、あるいは輸入者又は輸出者との話し合いを検討する

必要がある。

現時点でインドネシア及び米国の企業が税関登録を行っているが、日本企業はまだ行っていないことである。実務者対話（上述4.を参照）におけるインドネシア政府側の講演において、税関登録に基づいて、2019年12月にタンジュンペラック港において約86万本のボールペン、2020年10月にタンジュンエマス港において約91万本のカミソリ、2021年11月にタンジュンペラック港において約29万本のボールペンの差し止めが行われたとの報告があった。さらに税関総局から、今後税関登録制度の有効性についての評価を行い制度の改善につなげていく旨の発言があった。

現在の税関登録制度は、申請を行う権利者がインドネシアに所在する事業体である必要があることや、税関からの通知などに権利者が短期間で対応する必要があることなど、権利者にとって利用しにくい面があると考えられる。今後税関登録制度が日本企業などにとっても利用しやすいものとなり、インドネシアにおける水際措置の有効性が高まることが期待される。

### 14. おわりに

インドネシアにおける知財制度及びその運用にはいまだに不十分又は不透明な部分が多いものの、JPO・ジェトロ・JICAによる協力などを通じて改善に向かっていると考える。また、DGIP自身もワールドクラスの知財庁になるという目標を掲げ、知財に関する課題に取り組む姿勢を強めてきている。筆者としては、インドネシア政府機関内にオフィスをいただくという貴重な機会を生かし、日本とインドネシアとの間の懸け橋となり、インドネシアにおける知財制度及びその運用の改善に少しでも貢献できることを願っている。

31 <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/kolaborasi-tokopedia-dan-djki-perangi-peredaran-barang-bajakan?kategori=liputan-humas>

32 <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2021%20Notorious%20Markets%20List.pdf>